

解禁日指定:平成25年10月22日16:00以降

平成25年10月17日

記者発表資料

～道路を守るため～特殊車両指導取締りを実施します

国土交通省佐伯河川国道事務所では、年間15回の特殊車両指導取締りを計画しています。今回、9回目の指導取締りを国道10号佐伯市弥生の弥生計量所において、大分県警察佐伯警察署と合同で実施します。佐伯河川国道事務所は、道路構造物の保全や交通の危険防止を図るべく特殊車両指導取締りに努めます。

1. 実施日時 **平成25年10月22日(火)14時00分～16時00分**
ただし、雨天や突発的な事情により中止する場合があります。
※現地を取材される方は、当日の9時～10時の間に実施の有無をお問い合わせ下さい。
2. 実施場所 **佐伯市弥生大坂本 国道10号 弥生計量所（下図参照）**
3. 実施内容 通行中の特殊車両を基地へ引き込んだ後、車両諸元の計測と許可証の検査等を行い、違反車両には指導・警告を行います。

〔取締り箇所地図〕



【お問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

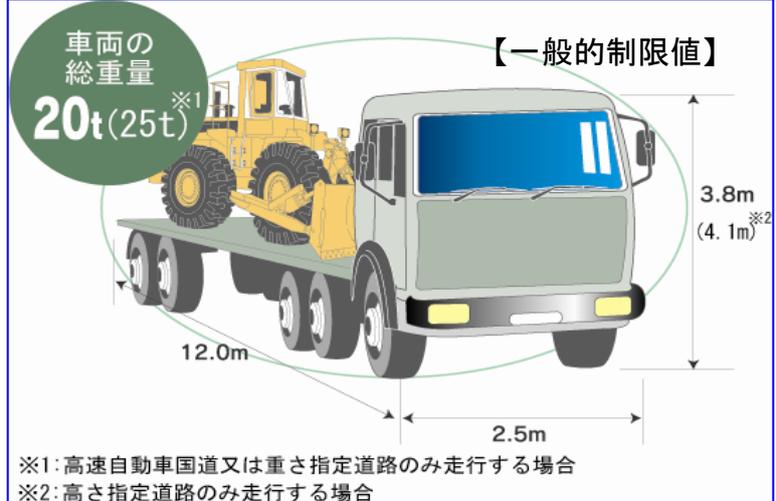
技術副所長 浅井 博海 (あさい ひろみ)

道路管理課長 桜井 敏郎 (さくらい としお)

TEL:0972-22-1880 (代表)

【参考資料】

特殊車両とは、右図のような一般的制限値を超える車両を言います。このように一般的制限値を超える車両を通行させる場合は、道路法第47条の2に基づき道路管理者の特殊車両通行許可を得て、定められた許可条件のもとで通行する必要があります。



規定の重量を超える車両が許可無く走行すれば、橋梁等の道路構造物に大きなダメージを与える虞があります。また、長さや高さを超える車両が許可無く走行すれば、トンネルや交差点等で事故を起こす虞があります。そのため道路管理者へ申請車両の通行が可能か確認を受け、必要な許可条件の基で特殊車両を通行させる必要があります。

【特殊車両指導取締り状況】

